



税金

市税

市税の相談

市税の種類	相談先
軽自動車税	財政局課税第二課 北九州テクノセンター2F ☎873-0101 (代)
個人市県民税	市税事務所内の市民税課 (☎は115ページ)か各区役所内(小倉北区と八幡西区は除く)の税務課 (☎は15~21ページ)
個人市県民税 (給与特別徴収に係る手続きについて)	財政局課税第二課 北九州テクノセンター2F ☎873-0101 (代)
固定資産税(土地・家屋分) 都市計画税	資産がある区を所管する市税事務所内の固定資産税課 (☎は115ページ)
固定資産税(償却資産分) 特別土地保有税	財政局固定資産税課 市役所6階 償却資産については ☎582-3210 特別土地保有税については ☎582-2035
法人市民税 事業所税	財政局課税第一課 市役所6階 ☎582-2821
納税相談	市税事務所内の納税課 (☎は16・20ページ)
還付	財政局収税企画課(収納担当) 市役所6階 ☎582-2032
口座振替	財政局収税企画課(口座担当) 市役所6階 ☎582-2931

主な市税の納期

税の種類	納期(各月末)
個人市県民税(普通徴収分)	6月、8月、10月、1月
固定資産税・都市計画税	4月、7月、12月、2月
軽自動車税(種別割)	5月

※納期は年度によって変わる場合がある。

※市税を納期内に納められないときは、個々の事情に応じて、分割納付などの納税相談を受け付ける。市税事務所内の納税課(☎は16・20ページ)へ。

▶ 固定資産(土地、家屋、償却資産)を持つ人で住所を変更したときは届け出を

土地、家屋は、土地、家屋がある区を所管する市税事務所固定資産税課(☎は16・20ページ)へ届け出を。償却資産は、財政局固定資産税課(☎582-3210)へ届け出を。

▶ 住宅用地の申告を

住宅用地(「人の居住の用に供する割合が25%以上の家屋」の敷地となっている土地)は、固定資産税と都市計画税の軽減措置が設けられている。

次の場合、土地の所有者は申告を。

- ◆ 住宅を新築・増改築した場合
- ◆ 住宅の建て替えまたは取り壊しをした場合
- ◆ 土地・家屋の用途を変更した場合

▶ 申告先

土地がある区を所管する市税事務所の固定資産税課(☎は16・20ページ)。

▶ 軽自動車やバイクなどを譲渡・廃車したときは届け出(申告)を

- 軽自動車(125ccを超え250cc以下の軽二輪車、660cc以下の軽三輪車、軽四輪車)、二輪の小型自動車(250ccを超える二輪車)

全国軽自動車協会連合会福岡事務所北九州支所
(小倉南区沼南町三丁目19-2) ☎474-5025

- 原動機付自転車(125cc以下)と小型特殊自動車
市税事務所内の市民税課(☎は16・20ページ)か、各区役所内(小倉北区と八幡西区は除く)の税務課が各区出張所または財政局課税第二課

▶ 各区窓口

市税の証明や公簿の閲覧

市税に関する証明が必要なときや公簿の閲覧をするときは、担当窓口へ。本人や納税管理人以外の人は、委任状などが必要。法人の場合は、法人代表者印が必要。

窓口に来た人の本人確認を行うため、運転免許証など本人と確認できる証明書類の提示が必要。

各区窓口

証明などの種類	手数料	担当窓口
個人市県民税の所得額証明、非課税証明	1件につき 300円	市税事務所市民税課、各区役所(小倉北区と八幡西区は除く)の税務課、出張所 ※出張所では一部発行できない証明あり
固定資産課税台帳記載事項証明(土地、家屋、償却資産)	1筆(棟)につき 300円 1筆(棟)増すごとに200円	
納税証明(市県民税、固定資産税、軽自動車税など)	1件につき 300円	
住宅用家屋の証明	1件につき 1300円	市税事務所固定資産税課 ※住宅用家屋の証明は、建築都市局建築審査課(市役所13階、☎582-2535)でも取り扱う。
土地・家屋課税台帳兼名寄帳の閲覧・交付	1件につき 300円	市税事務所固定資産税課か各区役所(小倉北区と八幡西区は除く)の税務課
土地・家屋の評価に関する資料の閲覧・交付	1件につき 300円	土地・家屋が所在する区を所管する市税事務所固定資産税課
償却資産課税台帳の閲覧・交付	1件につき 300円	財政局税務部固定資産税課

※軽自動車税の継続検査用納税証明は無料。

※固定資産課税台帳記載事項証明のうち、借地人・借家人の申請分など一部は市税事務所固定資産税課で取り扱う。

※居住(賦課担当)区以外の区役所・出張所でも証明書(住宅用家屋の証明は除く)の交付申請ができる。ただし、交付申請にあたり、申告手続きが必要なときは賦課担当区でのみ受け付ける場合がある。

※市税を納付して1カ月以内に納税証明が必要なときは、必ず領収書など納付が確認できるものが必要。

市税証明書のコンビニ交付

利用者用証明書電子証明書搭載されたマイナンバーカード(暗証番号)が必要。手数料は免除できない。

▶利用場所/キオスク端末のあるコンビニエンスストア

▶利用時間/午前6時30分~午後11時(年末年始は除く)

▶取り扱う証明書の種類/所得額証明書(非課税の方は非課税証明書)

※取得できるのは最新年度分のみ(年度の切り替えは毎年6月初旬)。

※未申告の方や証明書を取得しようとする時点で北九州市に住民登録がない方は取得できない。



納税は便利な口座振替で

口座振替できる市税は、市県民税(普通徴収分)、固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税(種別割)。手続きは、納税通知書、預貯金通帳と通帳の届け出印を持って、市内の金融機関で。

詳細は、財政局収税企画課(口座担当) ☎582-2931へ。